

議案第五十九号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する  
条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十二日

提出者 港区長 清 家 愛

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する  
条例

（港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
第一条 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。  
（港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例（令和二年港区条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

（港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第三条 港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和二年港区条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第三十二条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第四十六条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第四十九条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説明)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第十八号）等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）等の一部改正を踏まえ、保育士等の配置の基準を変更するため、本案を提出いたします。